

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 景観計画(第6条—第8条)
- 第3章 景観計画区域内における行為の制限等(第9条—第17条)
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第18条—第22条)
- 第5章 湯梨浜町景観審議会(第23条—第29条)
- 第6章 雑則(第30条—第32条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町における良好な景観の形成について、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき景観計画、行為の制限等に関し必要な事項を定め、地域特性を活かした良好な景観の形成の促進を図ることにより、町民がゆとりと愛着を感じられる美しく魅力的なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 特定工作物 建築物以外の工作物で次に掲げるものをいう。
 - ア 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - イ 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの
 - ウ 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
 - エ 太陽光発電設備その他これに類するもの
 - オ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
 - カ 彫像、記念碑その他これらに類するもの
 - キ 鉄柱、木柱その他これらに類するもの(シの支持物を除く。)
 - ク 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
 - ケ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - コ 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
 - サ 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
 - シ 電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)
 - ス 塀、さく、垣、擁壁その他これらに類するもの(生け垣を除く。)
 - セ 自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの

(町の責務)

第 3 条 町は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、前項に規定する施策の策定に当たっては、町民、事業者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、第 1 項に規定する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。

4 町は、町民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及並びに意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、この条例の目的を達成するため、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、自らの業務が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、この条例の目的を達成するため、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 景観計画

(景観計画の策定)

第 6 条 町長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、景観計画を定めるものとする。

2 町長は、景観計画区域内に、良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域を景観形成重点区域(以下「景観形成重点区域」という。)として定め、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(変更等の手続)

第 7 条 町長は、景観計画を変更しようとするときは、法第 9 条第 8 項において準用する、法第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定によるほか、あらかじめ、第 23 条に規定する湯梨浜町景観審議会(この章、次章及び第 4 章において「審議会」という。)の意見を聴いて、景観計画の案を作成しなければならない。

(計画提案についての手続)

第 8 条 町長は、法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による提案があった場合において、法第 12 条に規定する判断をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の提案を行ったものは、同項の審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

第 3 章 景観計画区域内における行為の制限等

(景観計画への適合)

第 9 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(添付が必要な図書)

第 10 条 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第 1 条第 2 項第 4 号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対する措置状

況を記載した図書

イ 届出の対象となる土地及びその周辺の行為後の状況を示す完成予想図

(2) 法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 縮尺が 2,500 分の 1 以上の土地利用計画図

イ 前号ア及びイに掲げる図書

(追加行為)

第 11 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為(以下「追加行為」という。)は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(法第 16 条第 1 項第 3 号に該当するものを除く。)

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。))その他の物件の堆積

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)

(追加行為の届出)

第 12 条 追加行為に係る法第 16 条第 1 項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、第 10 条第 1 項第 1 号ア及びイに掲げる図書並びに湯梨浜町景観条例施行規則(令和 3 年湯梨浜町規則第 6 号。以下「規則」という。)に定める図書を添付して行わなければならない。ただし、町長が当該図書の全部又は一部を添付する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 追加行為に係る法第 16 条第 1 項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為の完了予定日

(2) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(3) その他規則で定める事項

(追加行為に係る変更の届出)

第 13 条 追加行為に係る法第 16 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第 7 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

2 前条の規定は、追加行為に係る法第 16 条第 2 項の規定による届出について準用する。

(届出及び勧告等の適用除外)

第 14 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして、次に掲げるもの

ア 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 10 条第 3 項若しくは第 16 条第 3 項の認可を受けて行う行為、同法第 20 条第 3 項本文、第 21 条第 3 項本文若しくは第 22 条第 3 項本文の許可を受けて行う行為、同法第 33 条第 1 項本文の届け出て行う行為、同法第 68 条第 1 項後段の協議に係る行為又は同条第 3 項の通知に係る行為

イ 鳥取県立自然公園条例(昭和 38 年鳥取県条例第 2 号)第 8 条第 2 項の承認を受けて行う行為、

同条例第 11 条第 3 項本文の許可を受けて行う行為、同条例第 13 条第 1 項の届け出て行う行為、同条例第 16 条第 1 項後段の協議に係る行為又は同条第 2 項の通知に係る行為

ウ 鳥取県自然環境保全条例(昭和 49 年鳥取県条例第 41 号)第 16 条第 4 項本文の許可を受けて行う行為、同条例第 18 条第 1 項本文の届け出て行う行為、同条例第 20 条第 1 項後段の協議に係る行為又は同条第 2 項の通知に係る行為

エ 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項本文の許可を受けて行う行為(同法第 9 条の規定により当該許可があつたものとみなされるものを含む。)

オ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 43 条の 2 第 1 項本文、第 127 条第 1 項本文又は第 139 条第 1 項本文の届け出て行う行為

カ 鳥取県文化財保護条例(昭和 34 年鳥取県条例第 50 号)第 14 条第 1 項本文若しくは第 34 条第 1 項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第 15 条第 1 項本文(同条例第 35 条において準用する場合を含む。)若しくは第 35 条の 6 第 1 項本文の届け出て行う行為

キ 湯梨浜町文化財保護条例(平成 16 年湯梨浜町条例第 104 号)第 8 条第 2 項の届け出て行う行為

(2) 次に掲げる行為であつて、別表に定める規模以下のもの

ア 建築物の新築、移転、増築若しくは改築又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更(以下「対象建築物の新築、増築等」という。)

イ 特定工作物の新築、移転、増築若しくは改築又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更(以下「対象特定工作物の新築、増築等」という。)

ウ 法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為

エ 追加行為

(3) 景観計画において景観計画区域又は景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該指定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為(当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあつては、別表で定める規模以下のものに限る。)

(4) 設置期間が 90 日を超えない建築物又は特定工作物の建築等

(5) 建築物又は特定工作物の改築であつて、その外観又は色彩の変更を伴わないもの

(6) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採

(7) 第 11 条第 3 号に掲げる行為であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの

イ 堆積の期間が 90 日を超えないもの

(8) 前各号に掲げる行為に準ずるものとして規則で定める行為

(事前協議及び助言)

第 15 条 景観計画区域内において法第 16 条第 1 項各号又は第 2 項に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するか否かについて町長に協議することができる。

2 町長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、必要な助言をすることができる。

(特定届出対象行為)

第 16 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるものとする。

(変更等の命令手続等)

第 17 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、法第 17 条第 1 項前段又は第 5 項の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第 18 条 町長は、法第 19 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第 19 条第 2 項又は第 28 条第 2 項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の標識)

第 19 条 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、法第 21 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定に基づき次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(現状変更の規制の手続)

第 20 条 町長は、法第 22 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の規定による許可をしようとする場合又は法第 22 条第 3 項(法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により条件を付そうとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(原状回復命令等の手続)

第 21 条 町長は、法第 23 条第 1 項(法第 32 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 22 条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第 25 条第 2 項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。

(2) 当該景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 3 号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

2 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第 33 条第 2 項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 当該景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。

(2) 当該景観重要樹木の滅失を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 湯梨浜町景観審議会

(湯梨浜町景観審議会の設置)

第23条 景観行政の適正な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湯梨浜町景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、この条例に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による者

(3) その他町長が特に必要があると認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(審議会への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第6章 雑則

(既存の建築物等の所有者等に対する要請)

第30条 町長は、本町の良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物、工作物又は土地を所有し、又は管理する者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 町長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(景観形成巡視員)

第31条 町長は、良好な景観の形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置くことができる。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第3章の規定は、令和3年10月1日以後に着手する建築物又は特定工作物の建築等について適用する。

別表（第14条関係）

行為の区分		規模	
対象建築物の新築、増築等	景観計画区域（景観形成重点区域を除く。以下同じ。）で行うもの	当該建築物の高さが13mかつ建築面積が1,000㎡	
	景観形成重点区域で行うもの	当該建築物の高さが13mかつ延べ床面積が200㎡	
対象特定工作物の新築、増築等	景観計画区域で行うもの	第2条第4号アからサまでに掲げる工作物（以下「煙突等」という。）に係るもの	当該工作物の高さが13m（建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5m又はその上端の地盤面からの高さが13m）かつ築造面積が1,000㎡
		第2条第4号シに掲げる工作物（以下「電線等」という。）に係るもの	当該工作物の高さが20m
		第2条第4号スに掲げる工作物（以下「塀等」という。）に係るもの	当該工作物の高さが3m
		第2条第4号セに掲げる工作物（以下「自動車車庫等」という。）に係るもの	当該工作物の高さが13mかつ築造面積が1,000㎡
	景観形成重点区域で行うもの	煙突等に係るもの	当該工作物の高さが5m（建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが1m又はその上端の地盤面からの高さが5m）かつ築造面積が500㎡
		電線等に係るもの	当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、その上端の地盤面からの高さ）が15m
		塀等に係るもの	当該工作物の高さが1.5m

		自動車車庫等に係るもの	当該工作物の築造面積が 200 m ²
開発行為	景観計画区域で行うもの		当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² かつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 5m 又は長さが 10m
	景観形成重点区域で行うもの		当該行為に係る土地の面積が 500 m ² かつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 1.5m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。） 又は水面の埋立て若しくは干拓	景観計画区域で行うもの		当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² かつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 5m 又は長さが 10m
	景観形成重点区域で行うもの		当該行為に係る土地の面積が 500 m ² かつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 1.5m
木竹の伐採	景観計画区域で行うもの		伐採面積が 10ha
	景観形成重点区域で行うもの		伐採する木竹の樹高が 10m かつ伐採面積が 500 m ²
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	景観計画区域で行うもの		堆積物件の高さが 5m かつその用に供される土地の面積が 1,000 m ²
	景観形成重点区域で行うもの		堆積物件の高さが 1.5m かつその用に供される土地の面積が 100 m ²
特定照明	景観計画区域で行うもの		当該照明の対象となる建築物等の高さが 13m
	景観形成重点区域で行うもの		当該照明の対象となる建築物等の高さが 5m

備考

建築物又は特定工作物の増築又は改築においては、当該増築又は改築の後の建築物又は特定工作物の高さ及び面積について、この表の規定を適用する。